にっぽうニュース

（令和3年11月15日）

① 特許の取得期間

1. 特許性が弱い発明を何とか権利化した場合

1年目		2年目		3年目		4年目	
特許出願			公開		審査請求		拒絶理由
5年目		**6年目**		**7年目**		**8年目**	
補正	拒絶査定	不服審判	拒絶審決	取消訴訟	取消判決	特許審決	特許料納付
9～20年目							
特許権発生							期間満了

2a. 特許性がありそうなのですぐに権利化した場合（権利を長く維持することができる）

1年目		2～20年目
特許出願 審査請求 早期審査	特許査定 特許料納付	特許権発生　　期間満了

2b. 特許性が無さそうなのですぐに審査結果を得た場合

1年目		
特許出願 審査請求 早期審査	拒絶査定	公開前に拒絶されれば拒絶理由を解消させて出願をやり直すことも可能 出願から1年以内なら国内優先権を主張することも可能

② 地理的表示

地域団体商標に似ていますが、農林水産省に地理的表示（GI）保護制度があります。概ね25年以上の生産実績が必要で、毎年、生産行程管理の状況をチェックされます。茨城県における登録を挙げてみます。

名称	区分	生産地	登録日
江戸崎かぼちゃ	野菜類　かぼちゃ	稲敷市及び牛久市桂町	H27.12.22
飯沼栗	果実類　くり	東茨城郡茨城町	H29.6.23
水戸の柔甘ねぎ	野菜類　ねぎ	水戸市、東茨城郡城里町、東茨城郡茨城町	H30.2.7
奥久慈しゃも	生鮮肉類　鶏肉、内臓肉	久慈郡大子町、常陸大宮市、常陸太田市、高萩市	H30.12.27

こちら特許部

NIPPO 日峯（ニッポウ）国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp